

議 事 録 抄 本

令 和 3 年 10 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和3年10月農業委員会議事録抄本

日時：10月20日（水）10:55～11:20

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・16名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博		8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事

【欠席者】・・・上延英一委員、吉高平記推進委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡繁克
9番 松本 廣幸	14番 後藤 正二

【署名人】

10番 松岡 隆子	1番 上阪 英仁
-----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会10月定例会を開催します。

本日の欠席委員は上延委員です。推進委員は吉高推進委員の欠席の報告を受けています。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

10番 松岡 隆子	1番 上阪 英仁
-----------	----------

委員にお願いします。本日は、前回保留した議案34号、議案第37号から議案40号の計5議案、報告事項4件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (保留分)
(知事許可) 1件

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 1件

~~議案第38号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 1件~~

議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
(委員会決定) 2件

報告第1号 許可取り消しについて 1件

報告第2号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について 2件

報告第3号 農地の使用貸借権の合意解約通知について 2件

(事務局担当) 令和3年10月議案説明

本日議案の説明に入る前に2点連絡があります。議案第38号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認については取下願が出てくる見込みであり、今月の議案から外します。報告第3号 農地の使用貸借権の合意解約通知については資料の修正です。資料10ページです。番号11番、貸出人と借受人を入れ替えてください。借受人が〇〇、貸出人が〇〇となります。

議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(保留分) (知事許可)

5番：資料12ページをご覧ください。申請地はウシオ精工株式会社の東に位置しています。資料13ページの地籍図、資料14ページの計画図、資料26ページの現況の写真を合わせてご覧ください。本日の追加でお配りした資料には草刈り後の写真を載せています。

この申請は、9月の定例会に諮りましたが、草刈りがされておらず現地確認ができなかったため審査を今月にまわしました。売買による所有権の移転で、太陽光発電装置を設置するための申請です。

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

16番：資料15ページをご覧ください。申請地は長目地区にあり、姫路市と隣接しています。資料16ページの地籍図、資料26ページの現況の写真を合わせてご覧ください。本日の追加でお配りした資料には草刈り後の写真を載せています。

この申請は、売買による所有権移転です。関連は報告第1号、資料7ページです。平成12年に〇〇さんの親族である〇〇さんと〇〇さんとで3条の所有権移転の許可が下りていますが、当時は契約に至らなかったため、今回譲受人が変更となり取消願を受理しています。

渡し人の〇〇さんは、町外在住のため農地を手放したいと考えており、〇〇さんとの双方の話し合いにより売買で話がまとまりました。

今回の申請地は、周辺に〇〇さんの所有農地が固まっており、取得後は果樹の植付けをしていくとのことでした。

トラクター、農機具一式は借りる予定であり、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可)

7 番：資料 20 ページをご覧ください。申請地は大門公民館の南西約 70m に位置しています。資料 21 ページの地籍図、資料 22 ページの計画図、資料 26 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、使用貸借権の設定です。借受人の〇〇さんは貸出人の〇〇さんとは親子関係であり、分家住宅を建てるために転用するものです。関連は報告第 3 号、資料 10 ページ 11 番です。元々■■■■にて株式会社大門営農と使用貸借権を設定しており、1271-1 と■■■■に分筆しましたが■■■■1 のみ使用貸借権を解除します。

申請については、計画面積・資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第 5 条の許可要件は満たすと考えます。

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
(委員会決定)

訂正があります。5 ページをお開きください。番号 501 番、502 番の利用権の設定を受ける者 (A) について、鍛冶屋営農の冶がさんずいとなっています。にすいへ訂正をお願いします。こちらは、農地中間管理機構を通じたの貸借です。認定農業者の〇〇に貸借される予定です。

6 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田 20,560 m²、2 件で、期間については、10 年以上となっています。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 受理の取消について

7 ページをお開きください。許可の取消について、1 件願出が提出されたことを報告します。

報告第 2 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

8 ページ、9 ページをお開き下さい。川すそ雨水幹線工事 (その 8) 及び (その 10) において転用期間の延長が申請されました。どちらも令和 3 年 9 月 30 日から令和 3 年 11 月 30 日まで期間を延長しています。

報告第 3 号 農地使用貸借権の合意解約通知について

10 ページをお開きください。使用貸借権の合意解約通知が 2 件出ていますので報告します。

報告第4号 会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について

10番：〇〇が〇〇さんの農地0.69㎡を取得することに関し、会長専決処理規程に基づき農地法第5条による市街化区域内農地の転用受理を行ったことを報告します。資料23ページ位置図、24ページに地籍図、25ページに計画配置図をお示ししています。

説明は以上となります。

(議長) 議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本廣幸委員) 5番：申請地はウシオ精工株式会社の東に位置しています。

現地では、草刈りもきれいにされていることを確認しました。事務局説明の通り、受け人の〇〇が太陽光発電装置を設置するために転用するものです。調査班では特に問題はないと判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本廣幸委員) 16番：申請地は長目の〇〇が持っているところで、姫路市の隣です。

現地では、草刈り等もきれいにされていることを確認しました。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第38号を飛ばして、議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(松本廣幸委員) 7番：申請地は大門公民館の南西約70mに位置しています。

現地では、水稲されていることを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇さんが分家住宅を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、周辺農地に及ぼす影響も少なく、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定2件について、私が関係しておりますので、職務代理者の松岡副会長に議長をお願いし退出いたします。

< 上田会長 退席 >

< 職務代理者 議長席へ >

(職務代理者) 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定2件について質疑ありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定2件について、討論はありませんか。

<なし>

(職務代理者) ないようですので、採決に移ります。議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(職務代理者) 挙手全員でございますので、議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18

条の規定に基づく農用地利用集積計画 2件について、決定することといたします。

< 職務代理者 議長席退席 >
< 上田会長 入室 >

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可)1件について、討論はありますか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(保留分)(知事許可)1件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、討論はありますか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

<11 : 20 終了>

○次回農業委員会開催日・・・11月22日(月曜日) 15:00

署名 人	松岡 隆子
署名 人	上阪 英仁